

2012年12月1日より、

許可申請での新たな運用を開始いたしました。

許可が必要な場合、従来の経産省への窓口申請に加え、

①本学での管理運用する「一般包括許可の適用」

②インターネットを利用する「個別許可の電子許可申請」

を運用を開始しました。(注、①②が優先となる)

※ご不明点等ありましたら、相談窓口までご連絡ください。

## 許可の申請

(一般包括許可の適用及び

個別許可の電子許可申請手続きについて)

# 一般包括許可とは (※2012年12月1日より運用開始)

電子許可申請システムも導入・・・個別許可はパソコンから申請(窓口:輸管事務局)

次の条件を満たすリスト規制品について、取得者に対して包括的に許可する制度

## ①ホワイト国(※1)向け

(※1)輸出管理が厳密に行われている国、米国等欧米諸国等計27ヶ国

## ②2項～14項までの特定の貨物の輸出又は技術(※2)

(※2)適用可否は、貨物又は技術の包括マトリックス表により確認

【参考】

過去の取得分では、  
全9件中の5件が  
適用の対象



【ホワイト国】・・・アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 【計27カ国】

＜運用の開始＞2012年12月1日～、上記の条件を満たす場合は、

○経産省へ個別許可を申請は不要。

○「包括許可の適用可否判断票」等(※3)を輸出管理事務局に提出する。

(※3)適用を誤ると不正輸出に繋がるため、届出・報告が必要となる場合があるため。

＜通関手続きについて＞

○包括許可は電子化されているので、税関申告のため通関業者の指定が必要

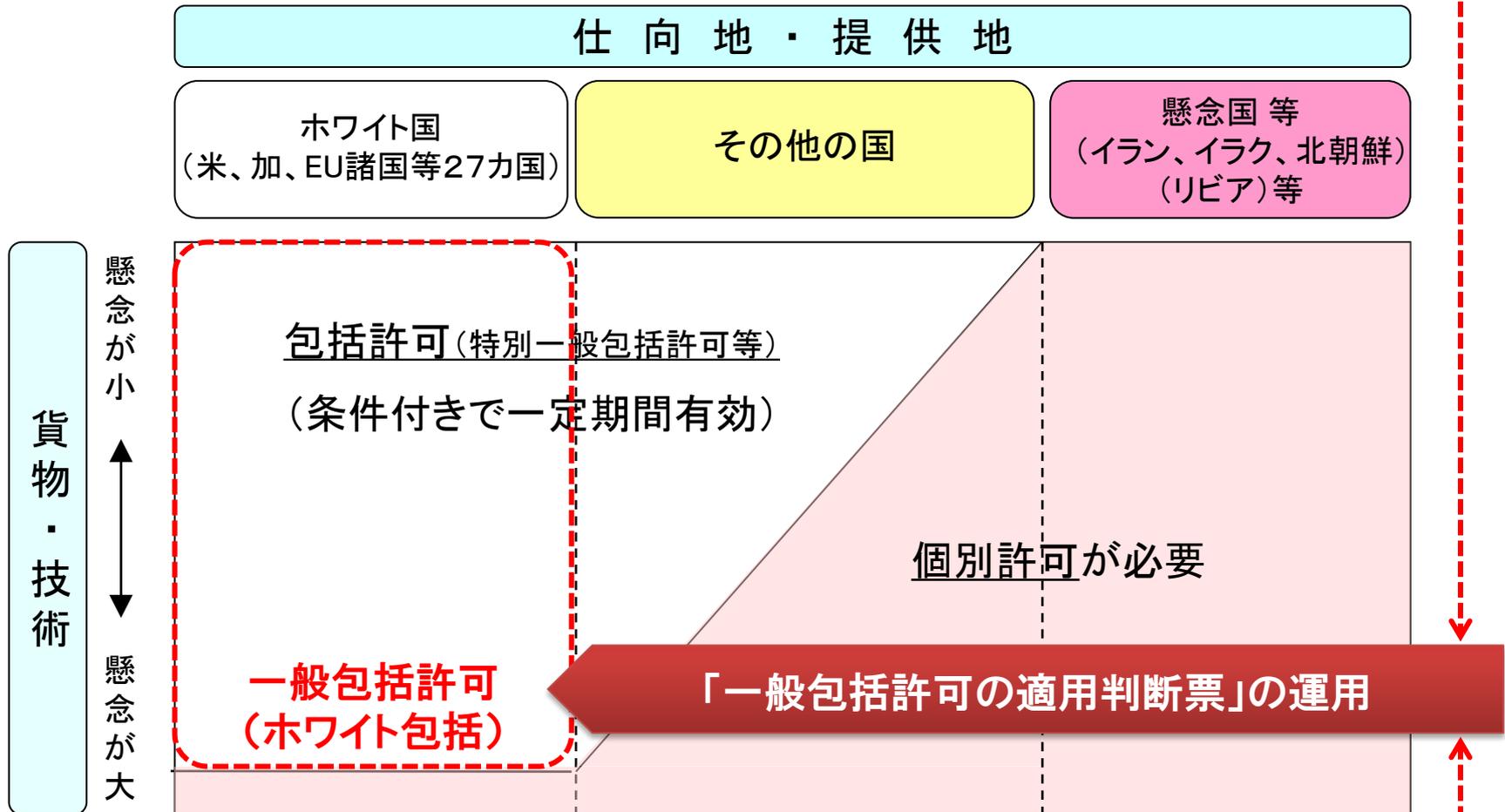
○紙での許可証の添付は不要

注)税関の確認用に、インボイスに“該当項番・規定”の記載が必要

# 一般包括許可の適用範囲について

経済産業省貿易管理部 適格説明会資料より一部引用

許可の範囲は、貨物・技術と仕向地／提供地で異なる



注) 包括許可が使用できるか否かは、包括許可マトリックス表で確認する

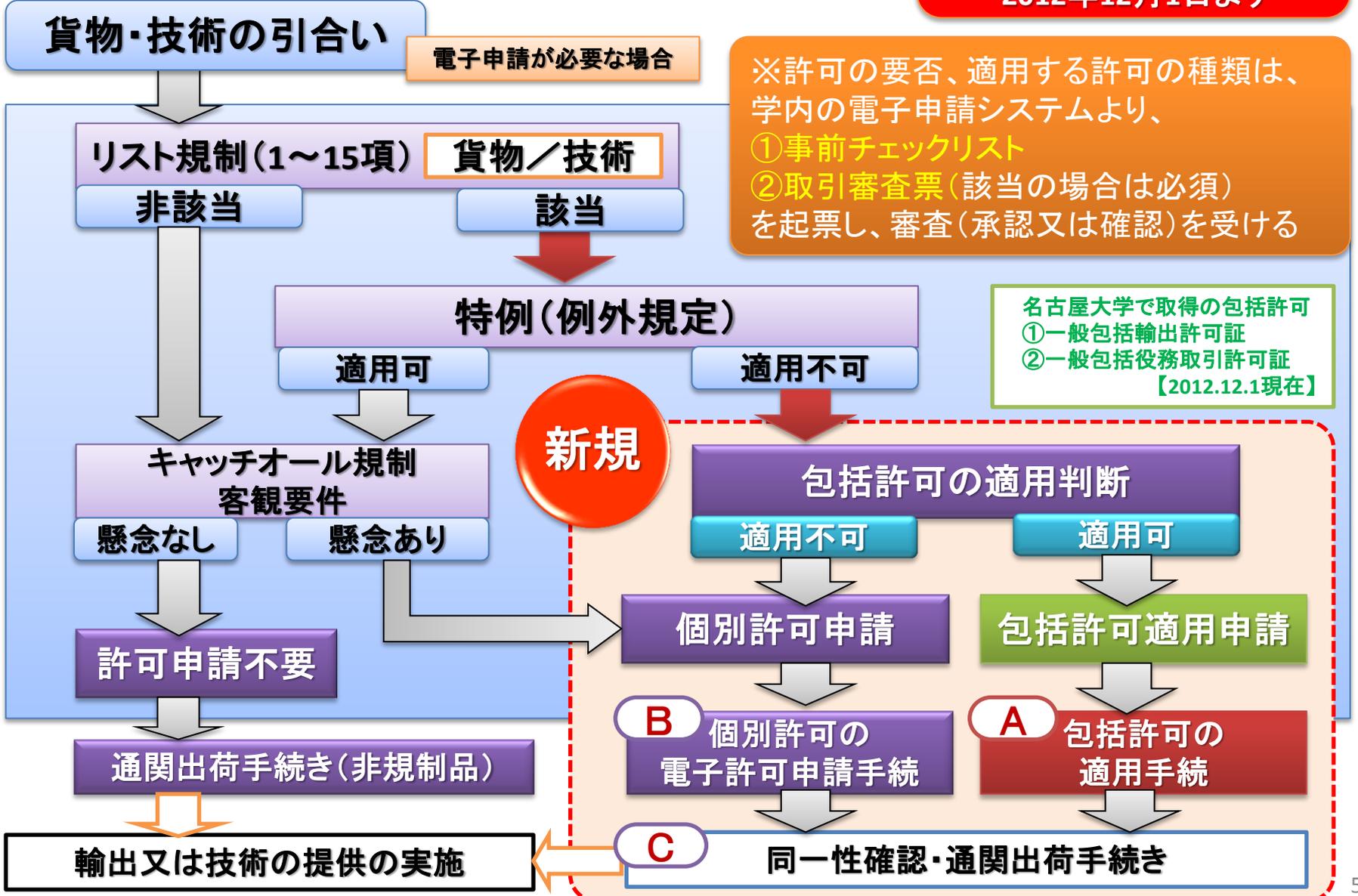
[参考] 過去分では、2009年度以降に本学で取得した個別許可9件中の5件がホワイト包括の適用範囲



# 許可申請手続き / 適用する許可の種類決定

輸出管理マニュアル13-1  
における付図1

2012年12月1日より



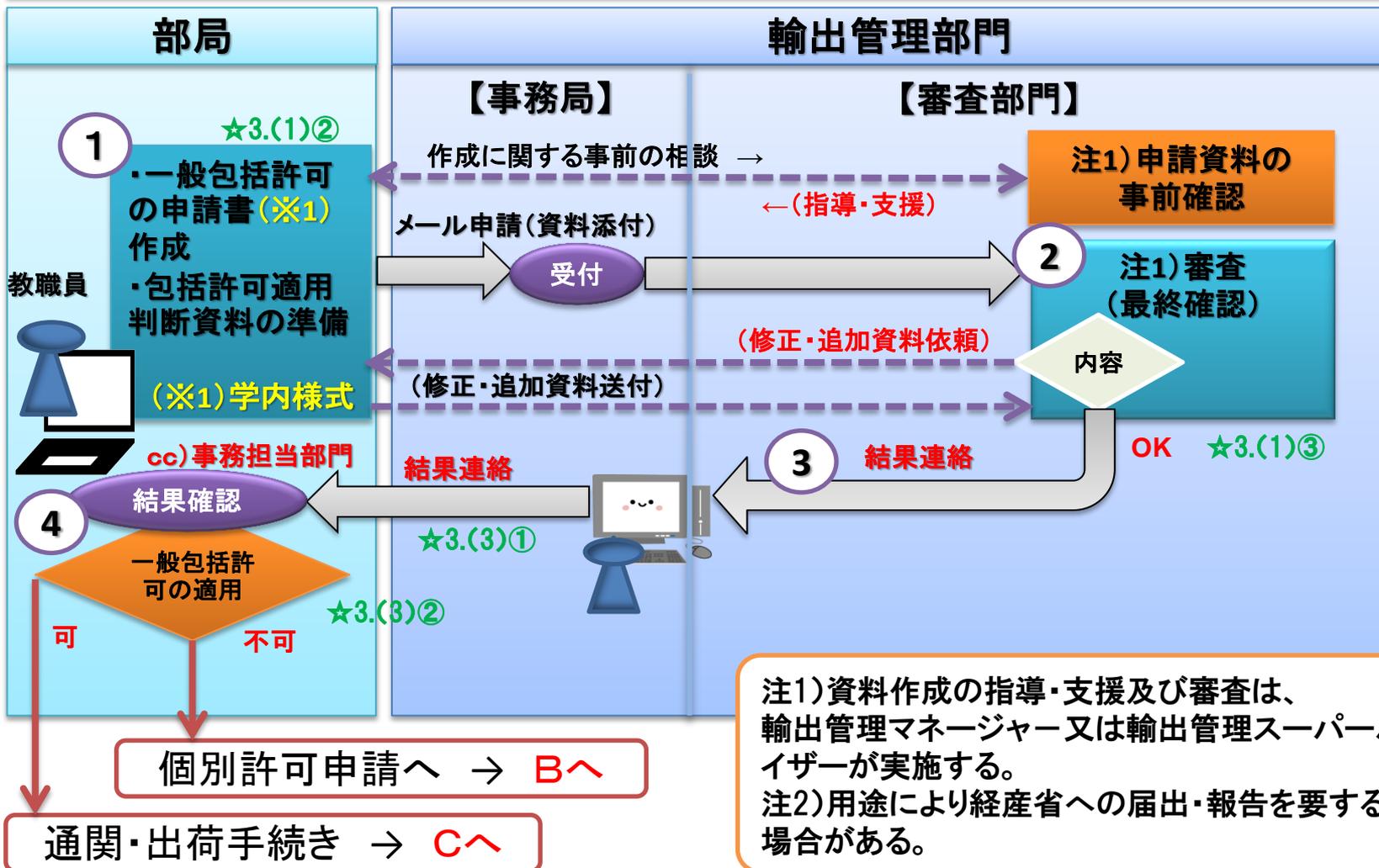
※許可の要否、適用する許可の種類は、学内の電子申請システムより、  
①事前チェックリスト  
②取引審査票(該当の場合は必須)を起票し、審査(承認又は確認)を受ける

名古屋大学で取得の包括許可  
①一般包括輸出許可証  
②一般包括役務取引許可証  
【2012.12.1現在】

新規

図中の☆番号は、輸出管理マニュアル13-4(輸出管理HP掲載)の項番に対応する

## 名古屋大学



# B

## 許可申請手続き

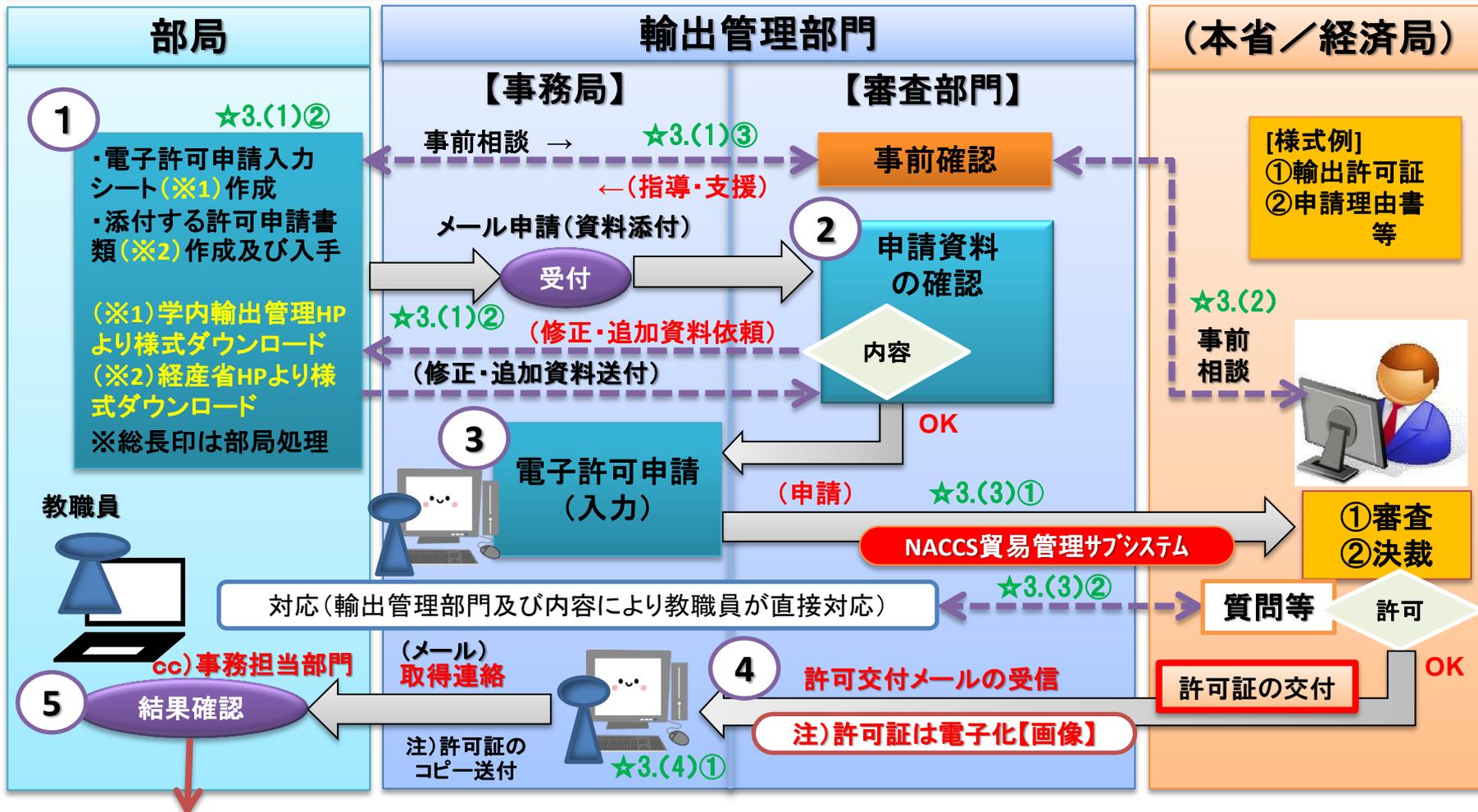
## 個別許可の取得

輸出管理マニュアル13-3  
の別表1の手順①～⑦

図中の☆番号は、輸出管理マニュアル13-3(輸出管理HP掲載)の項番に対応する

### 名古屋大学

### 経済産業省



通関・出荷手続き → Cへ

図中の☆又は★番号は、輸出管理マニュアル13-3[☆]及び13-4[★](輸出管理HP掲載)の各項番に対応する

名古屋大学

学外 (経済産業省・税関・通関業者)

